

# いわき市農業委員会第2回総会議事録

## 1 開催日時

平成30年7月17日（火）13時00分から14時00分

## 2 開催場所

いわきワシントンホテル椿山荘 3階 アゼリア

## 3 出席者（34人）

### (1) 農業委員（24人）

1 草野庄一	11 新妻信夫	21 和田正人
2 坂本和徳	12 佐川良平	22 木田テイ子
3 蛭田元起	13 鈴木理	23 小泉昌男
4 遠藤重和	14 蛭田秀史	24 佐藤吉行
5 藁谷昭夫	15 高木眞一	
6 鈴木義直	16 木幡仁一	
7 草野久仁昭	17 菅波一郎	
8 箱崎寿正	18 大竹公治	
9 松本英人	19 油座盛明	
10 油座勝三	20 岡田光男	

### (2) 事務局（10人）

太清光	事務局長
鈴木一徳	事務局次長
早水孝太郎	主任主査
林克伊	主任主査兼農地調整係長
野木隆司	農政振興係長
坂本聡	農政振興係 主査
府川将人	農地調整係 主査
金成聡司	農地調整係 主査
石島大輔	農地調整係 事務主任
西山諒	農地調整係 事務主任

#### 4 会議の概要

事務局  
(鈴木次長)

本日は、お忙しい中、いわき市農業委員会第2回総会にご参集を頂き、ありがとうございます。

本日、司会進行役を務めさせていただきます、事務局次長の鈴木でございます。どうぞよろしくお願い致します。

はじめに、お手元にお配り致しました資料を確認させていただきます。

- 第2回総会議案書
- 許可申請に係る意見及び決定理由書
- 現地調査位置図
- 農業者年金 加入状況・受給状況内訳
- 農地等の利用の最適化の推進に関する意見書
- 平成30年農作業労働賃金標準額
- 平成30年度いわき市農業委員会現地調査スケジュール

以上、7点です。

続きまして、農業委員会憲章唱和でございますが、唱和のご発声を蛭田元起会長職務代理者よりお願い致します。

蛭田会長職代

私が、いわき市農業委員会憲章の前文4行を読み上げますので、「一、農業・農村の代表として、」から引き続きご唱和ください。

— 憲章唱和 —

事務局  
(鈴木次長)

ありがとうございました。

本日の総会につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づきまして会長が招集しております。議事に先立ちまして、草野庄一会長より、ご挨拶をお願い致します。

草野会長

いわき市農業委員会第2回総会の開催にあたり、一言、挨拶を申し上げます。

本日は、公私共にご多忙の中、本総会にご参集を頂き、感謝申し上げます。本日の総会は、先週の第1回総会に続き、2回目となる総会になります。本総会は、農地法に係る許可申請等の事項についてご審議頂く、第16期初めての会議となりますことから、委員の皆様には、特段の慎重なご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

また、総会後には、農地利用最適化推進委員委嘱状交付式、農業委員と推進委員が一堂に会します、第1回全員協議会を開催致します。そして、夜には、懇親会を開催致しますので、長丁場になりますが、よろしくようお願い申し上げます。

最後に、本総会の円滑な進行に対し、特段のご協力を賜りますよ

草野会長

う、お願い申し上げまして、挨拶と致します。  
よろしくお願い致します。

事務局  
(鈴木次長)

ありがとうございました。  
それでは、これより議事に入りますが、議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定に基づき、会長が議長となりまして進めさせていただきます。  
会長、よろしくお願い致します。

議 長  
(草野会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

本日の通告欠席はおりません。24名全員が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定の過半数を超えております。本日の総会は成立することをご報告致します。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会、閉会は議長が宣告することとなっておりますので、宣告致します。

只今より、いわき市農業委員会第2回総会を開会致します。

次に、議事録署名人の指名についてでございますが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名致します。

議席番号4番 遠藤 重和 委員

5番 藁谷 昭夫 委員

以上2名にお願い致します。

また、書記は事務局にお願い致します。

なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、農業委員会は、総会等の終了後速やかに市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供することとされております。

これにより、総会議事録の作成については、委員個人名と発言内容のすべてを記載する全文記録方式と致します。

また、作成した議事録については、いわき市のホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。

次に、会務報告を事務局よりお願い致します。

事務局  
(鈴木次長)

－総会議案書2ページにより会務報告－

議 長  
(草野会長)

ありがとうございました。

それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。

事務局  
(林係長)

取下げ、訂正、追案等について説明致します。

「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、において取下げが1件、訂正が2件ございます。

「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、において訂正が1件ございます。

詳細につきましては議案説明の際、担当者から説明致します。

外、取下げ、訂正、追案等はございません。

私からの説明は以上です。

議 長  
(草野会長)

それでは議事に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。

今回、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」において、議席番号2番の坂本和徳委員が該当しております。坂本和徳委員は、議案審議の際、一時退室願います。

その他、該当する方がいらっしゃれば、該当する議案審議の際、申し出てください。

それでは、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局  
(林係長)

議案書の3ページを、お開き願います。

－議案第1号を朗読、審議事項を説明－

詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局  
(金成主査)

議案説明書2ページをお開き願います。

農地法第3条第1項の規定による許可申請についてでございます。

3ページをお開き願います。

また、地図については、別紙現地調査位置図を併せてご覧ください。

はじめに、取下げと訂正について説明致します。

番号4番、好間町の案件につきましては、売買価格が確定しない

事務局  
(金成主査)

ため、取下げとなります。

議案説明書4ページをお開き願います。

番号9番、及び番号10番の同時申請案件ですが、賃借人の経営面積について、いわき市内における経営面積である田84a、畑6aを記載しておりますが、小野町及び須賀川市にも経営面積があることから、それぞれ、田253a、畑61aに訂正頂きますよう、お願いします。

なお、取下げ及び訂正内容については、別紙資料をお配りしておりますので、ご参照ください。

それでは、各案件について説明させていただきます。

番号1番、申請地、平、地目は畑、面積は233㎡でございます。

権利移動事由は、売買による所有権の移転でございます。

外2件、番号3番までは売買による所有権の移転でございます。

続きまして、番号5番、申請地、内郷、地目は畑、面積は3,500㎡でございます。

権利移動事由は、生前一括贈与による所有権の移転でございます。

外2件、番号7番までは生前一括贈与による所有権の移転でございます。

続きまして、番号8番、申請地、平、地目は畑、面積は622㎡でございます。

権利移動事由は、贈与による所有権の移転でございます。

続きまして、番号9番、申請地、三和町、地目は田、面積は12,961㎡でございます。

権利移動事由は、賃借権の設定でございます。

本申請は、番号10番と同時申請となり、番号10番も賃借権の設定でございます。

続きまして、番号11番、申請地、三和町、地目は畑、面積は2,126㎡でございます。

権利移動事由は、売買による所有権の移転であり、新規就農案件でございます。

今月の3条申請面積は、田40,230㎡、畑15,189㎡、合計55,419㎡でございます。

番号1番から番号11番までについては、3条許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

説明は、以上です。

議長  
(草野会長)

只今、事務局より、議案第1号について、説明がありました。

ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

2 番  
坂本委員

議席番号 2 番の坂本和徳です。  
番号 1 番から番号 3 番、及び番号 9 番から番号 11 番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。  
報告は以上です。

事務局  
(金成主査)

番号 5 番から番号 8 番まで、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。  
報告は以上です。

議 長  
(草野会長)

只今の報告では、特に問題無いと判断されるということでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございますか。

－意見無しとの声有り－

議 長  
(草野会長)

ご意見無しとの声がありますのでお諮り致します。  
議案第 1 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－異議無しとの声有り－

議 長  
(草野会長)

ご異議無しと認め、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。  
次に、議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局  
(林係長)

議案書の 4 ページを、お開き願います。  
－議案第 2 号を朗読、審議事項を説明－  
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局  
(石島主任)

議案説明書 6 ページをお開き願います。  
議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。説明に入る前に訂正が 1 件ございます。番号 3 番の案件につきまして、土地の面積を 386㎡と記載しておりますが、正しくは 392.4㎡ですので、訂正をお願いします。

また、それに伴い、議案説明書 7 ページの田の面積が 1,804㎡から 1,810.4㎡、農地の合計面積が 2,023.56㎡から 2029.96㎡へ変更となります。大変失礼致しました。

それでは各案件について説明致します。

配布しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定

事務局  
(石島主任)

理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。

番号1番、申請地は四倉町、登記地目は畑、転用面積は実測値219.56㎡、転用目的は自己住宅敷地です。

事業実施の確実性につきましては、申請人は四倉町に居住しておりますが、住居の老朽化に伴い、建て替えを検討しております。しかし、家族が増え、手狭になったこと、及び既存敷地内に駐車スペースを確保できないことから隣接している農地を転用し、自己住宅を建築する案件であり、事業実施は確実です。

番号2番、申請地は久之浜町、登記地目は田、転用面積は1,418㎡、転用目的は駐車場及び資材置場です。

事業実施の確実性につきましては、申請人は鉄筋工事業及びとび土木工事業を生業としておりますが、事業拡張に伴い、駐車場及び資材置場を確保する必要性が生じていることから、10年以上、休耕作地となっている自己所有の田を有効活用する案件であり、事業実施は確実です。

番号3番、申請地は小川町、登記地目は田、転用面積は392.4㎡、転用目的は進入路です。

事業実施の確実性につきましては、既存の住宅地への進入路が狭く不便なうえ、火災等が発生した際に消防活動に支障が出る恐れもあることから、新たな進入路を設置する案件であり、事業実施は確実です。

以上3件、面積は田1,810.4㎡、畑219.56㎡、合計面積は2,029.96㎡となります。説明は以上です。

議長  
(草野会長)

只今、事務局より、議案第2号について説明がありました。  
ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

4番  
遠藤委員

議席番号4番の遠藤重和です。  
番号1番から番号3番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。  
報告は以上です。

議長  
(草野会長)

只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございますか。

－意見無しとの声有り－

議長  
(草野会長)

ご意見無しとの声がありますのでお諮り致します。  
議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ござい

議 長  
(草野会長)

ませんか。

－異議無しとの声有り－

議 長  
(草野会長)

ご異議無しと認め、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。

次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議致しますが、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に、議席番号2番坂本和徳委員が該当しておりますので一時退室について、よろしくお願ひします。

－坂本和徳委員退室－

議 長  
(草野会長)

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局  
(林係長)

議案書の5ページをお開き願ひします。

－議案第3号朗読、審議事項を説明－

詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局  
(府川主査)

議案説明書8ページをお開き願ひします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明致します。

議案説明書9ページをお開き願ひします。

配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願い致します。

番号1番、申請地は東田町、登記地目は畑、転用面積は995㎡、権利移動事由は所有権の移転、転用目的は太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、譲渡人は、病気を患ってから農作業を行うことが困難になり、代わりに農作業を行う者も見つからず、当該地を維持管理していくことに対して負担を感じていました。一方、譲受人は、自然エネルギーを利用した発電事業を行っており、事業を行うための土地を探していました。両者の思惑が一致し太陽光発電設備を設置するという案件であることから、事業実施は確実です。

番号2番、申請地は沼部町、登記地目は畑、転用面積は433.30㎡、権利移動事由は所有権の移転、転用目的は自己住宅敷地です。

事業実施の確実性につきましては、譲受人は、高齢となった譲渡

事務局  
(府川主査)

人の生活の支援、及び援農をするため、譲渡人の近隣に自己住宅を建築するという案件であることから、事業実施は確実です。

番号3番、申請地は、山田町、登記地目は畑、転用面積は1,142.14㎡、権利移動事由は使用貸借権の設定、転用目的は農業用倉庫及び作業場の設置です。

事業実施の確実性につきましては、譲受人が使用している既存の農業用施設が、県が施工する(仮称)小名浜道路の事業用地内にあることから移転対象となり、移転先を確保するという案件であり、事業実施は確実です。

以上3件、面積は畑2,570.44㎡、合計についても2,570.44㎡となります。説明は以上です。

議長  
(草野会長)

只今、事務局より、議案第3号について説明がありました。  
ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

4番  
遠藤委員

議席番号4番の遠藤重和です。  
番号1番から番号3番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。  
報告は以上です。

議長  
(草野会長)

只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございますか。

－意見無しとの声有り－

議長  
(草野会長)

ご意見無しとの声がありますのでお諮り致します。  
議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－異議無しとの声有り－

議長  
(草野会長)

ご異議無しと認め、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。  
それでは、坂本和徳委員、入室願います。

－坂本和徳委員入室－

議長  
(草野会長)

次に、議案第4号、現況確認証明願いについて、事務局の説明を求めます。

事務局 (林係長)	議案書の6ページを、お開き願います。 －議案第4号を朗読、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (金成主査)	議案説明書10ページをお開き願います。 現況確認証明願いについて、説明致します。 番号1番、申請地は小川町、登記地目は田、現況は山林、面積は1,193㎡でございます。 事由につきましては、当該地は昭和41年9月6日に贈与により取得し、水田として利用しておりましたが、利水の便が悪く、平成元年頃から耕作を放棄しました。 その後、松などの雑木が繁茂し山林化し、現在に至っております。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第4号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。
2 番 坂本委員	議席番号2番の坂本和徳です。 番号1番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございますか。
	－意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますのでお諮り致します。 議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
	－異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第4号、現況確認証明願いについては、原案のとおり可決致します。 次に、議案第5号、いわき市農用地利用集積計画について、事務局の説明を求めます。
事務局 (林係長)	議案書の7ページを、お開き願います。 －議案第5号を朗読、審議事項を説明－

事務局  
(林係長)

詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局  
(西山主任)

議案説明書12ページをお開き願います。

農用地利用集積計画第7号から第8号の内容について説明致します。

次のページをお開き願います。

第7号は、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理機構の特例事業により、買取、一時保有する事案でございます。

実施地区は、平。

買い手1名、売り手1名、対象筆数、田8筆、面積、田8,041㎡となっております。

第8号は、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理機構の特例事業により買い手へ農用地を売り渡す事案でございます。

実施地区は、三和。

買い手1名、売り手1名、対象筆数、田2筆、面積、田4,366㎡となっております。

次のページをお開き願います。

農用地利用集積計画、平成30年度第7号。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が平成30年7月31日、いわき市となっております。

次のページをお開き願います。

「農用地所有権移転地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。

次のページをお開き願います。

「農用地所有権移転個人別表」でございます。

番号1番、土地の所在は、平外7筆、現況地目、田、面積8,041㎡、詳細につきましては、記載のとおりです。

次のページをお開き願います。

農用地利用集積計画、平成30年度第8号。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が平成30年7月31日、いわき市となっております。

次のページをお開き願います。

「農用地所有権移転地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。

次のページをお開き願います。

「農用地所有権移転個人別表」でございます。

事務局  
(西山主任)

番号1番、土地の所在は、三和町外1筆、現況地目、田、面積4,366㎡、詳細につきましては、記載のとおりです。

以上、第7号から第8号の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

農用地利用集積計画については、以上です。

議長  
(草野会長)

只今、事務局より、議案第5号について説明がありましたが、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。

－意見無しとの声有り－

議長  
(草野会長)

ご意見無しとの声がありますのでお諮り致します。

議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－異議無しとの声有り－

議長  
(草野会長)

ご異議無しと認め、議案第5号、いわき市農用地利用集積計画については、原案のとおり可決致します。

次に、報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、事務局の説明を求めます。

事務局  
(林係長)

議案書の8ページを、お開き願います。

－報告第1号を朗読、専決事項を説明－

詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局  
(西山主任)

議案説明書の20ページをお開き願います。

農地法第4条届出について、説明致します。

次のページをお開き願います。

番号1番、土地の所在地は小名浜、登記地目は田、面積は283㎡、転用目的は自己住宅敷地、都市計画法上の区分は工業地域、工事着工年月日は平成30年6月20日、受理年月日は平成30年6月5日でございます。

外4件ございました。

転用面積は田283㎡、畑2,462㎡、合計2,745㎡でございます。

以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。

議 長  
(草野会長)

以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。

次に、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、事務局より説明を願います。

事務局  
(林係長)

議案書の9ページを、お開き願います。  
－報告第2号を朗読、専決事項を説明－  
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局  
(西山主任)

議案説明書の22ページをお開き願います。  
農地法第5条届出について、説明致します。  
次のページをお開き願います。  
番号1番、土地の所在地は小名浜、登記地目及び面積は田1,537㎡、畑1,669㎡、転用目的は店舗の建設、都市計画法上の区分は工業地域、工事着工年月日は平成30年7月10日、受理年月日は平成30年6月5日でございます。  
外23件ございました。  
議案説明書の27ページをお開き願います。  
転用面積は田4,441㎡、畑10,606㎡、合計15,047㎡でございます。  
以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。

議 長  
(草野会長)

以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。

次に、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明を願います。

事務局  
(林係長)

議案書の10ページを、お開き願います。  
－報告第3号を朗読、報告事項を説明－  
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局  
(金成主査)

議案説明書28ページをお開き願います。  
農地法第18条第6項の規定による通知について、説明致します。  
1番、土地の所在地は四倉町、現況地目は田、面積は377㎡でございます。  
土地の引渡し時期は、平成30年6月26日でございます。  
外3件、田4,007㎡、畑1,049㎡、合計面積は5,056㎡でございます。  
以上、農地法第18条第6項の規定により合意解約の通知がありましたので、報告致します。

議 長  
(草野会長)

以上、事務局説明のとおり、合意解約でありますので、ご承知願います。

次に、報告第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、事務局の説明を求めます。

事務局  
(野木係長)

議案書の11ページをお開き願います。

－報告第4号を朗読し、専決事項を説明－

議案説明書の30ページ、31ページをお開き願います。引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、説明致します。

6月は1件の証明願がありました。申請者及び申請土地の所在地は勿来町、面積は田7,289㎡、相続税の納税猶予適用者であります。

審査の結果、引き続き農業経営を行っているものと判断し、証明書を交付致しました。

以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。

議 長  
(草野会長)

以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。

これをもちまして、本日の議事は全て終了致しました。

次に、その他に移ります。まず、事務局から何かございますか。

事務局  
(野木係長)

- 1 農業者年金 加入状況・受給状況内訳について
- 2 活動記録簿について
- 3 農地等の利用の最適化の推進に関する意見等について
- 4 農作業労働賃金標準額について
- 5 農地等の利用の最適化の推進に係る指針について
- 6 現地調査のスケジュールについて

議 長  
(草野会長)

ありがとうございました。その他、委員の皆様から何かございますか。

－特に無しとの声有り－

議 長  
(草野会長)

特に無いようでありますので、これをもちまして、いわき市農業委員会第2回総会を閉会致します。